

「eソラシード」契約約款

第1章 総 則

第1条(本約款の適用)

本約款は、eソラシードサービス契約を締結したお客さま及びeソラシードサービスご利用のお客さま(以下「お客さま」といいます。)に適用されるものとします。なお、eソラシードサービス(以下「本サービス」といいます。)とは、かんでんEハウス株式会社(以下「かんでんEハウス」といいます。)がお客さまに提供する、お客さまの所有する建物の屋根上を利用し、太陽光発電設備(以下「本設備」といいます。)を設置して、お客さまに対して本設備から発電される電力を供給し、お客さまが当該電力を自家消費するサービスをいいます。

第2条(本サービスの契約の成立)

- 1 本サービスの利用の申込は、かんでんEハウスが別途定める申込書をかんでんEハウスに提出して行います。
- 2 本サービスの契約(以下「本契約」といいます。))は、かんでんEハウスによる前項の申込書の承諾をもって成立します。
- 3 かんでんEハウスは、本契約の申込があったときは、これを承諾します。ただし、次の各号に定める拒絶事由に該当する場合は本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。
 - ①本サービス利用のためにお客さまが満たすべき要件が満たされていないとき
 - ②申込に係る本サービスの提供又は本サービスに係る設備の保守が技術上著しく困難なとき
 - ③申込者が現に締結又は従前締結していた本契約において、不法行為を行ったことがあるとき、若しくはかんでんEハウスにより当該契約が解除されたことがあるとき
 - ④本サービスの申込書に不備があるとき又は虚偽の事実を記載したとき
 - ⑤違法、不当、公序良俗違反、かんでんEハウス若しくはかんでんEハウスのサービスの信用を毀損又はかんでんEハウスのサービスを直接若しくは間接に利用する者が重大な支障をきたす等の態様で本サービスを利用するおそれがあるとき
 - ⑥その他やむを得ない理由があるとかんでんEハウスが判断したとき

第3条(契約期間等)

- 1 本契約の有効期間は、契約承諾日から本設備の所有権移転日の前日までとします。
- 2 存続期間の満了、又は解除若しくは解約により本契約が終了した場合においても、第6条(第三者による事務の代行)、第13条(損害賠償)、第16条(本契約終了時の留意事項)、第17条(権利義務の譲渡禁止)、第20条(管轄裁判所)、及び本規定は、なお有効に存続します。
- 3 本サービスの利用期間は受給開始日以降、最初の検針日が属する月から起算して120日目経過後最初の検針日の前日までとします。

第4条(本件屋根上部分の利用)

お客さまは、かんでんEハウスに対して、お客さまの所有する建物(以下「本件建物」といいます。)の屋根上部分(以下「本件屋根上部分」といいます。))を、本設備の設置を目的として、無償で利用することを認めるものとします。

第5条(太陽光発電の実施と電力の供給)

- 1 お客さまは、かんでんEハウスが本設備を用いて太陽光発電を行うことを確認します。
- 2 かんでんEハウス又は本サービス提携店は、付帯設備を含む本設備の設置・運用のため必要となる工事の内容について、お客さまに説明を行います。当該工事にあたり、お客さまの所有する本件建物及び土地に事前説明のとおり変更・改良を加えることにつき、お客さまはこれを了承するものとします。
- 3 本サービスは、本サービス終了後に本設備がお客さまに譲渡されることを前提とするものであるため、本サービスの解除等によりかんでんEハウスが本設備を引き取る場合、お客さまは、前項により変更・改良された箇所について、原状回復を求めないこととします。
- 4 かんでんEハウスは、本サービス期間中、本設備に課税される固定資産税その他の公租公課を負担し、期限どおりに支払うものとします。
- 5 お客さまは、次の各号の同意の上、かんでんEハウスがJ-クレジット制度に則り実施するJ-クレジット事業(以下「本プロジェクト」といいます。))に参加することに承諾するものとします。J-クレジット制度とは、省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの導入、森林経営などの取組による二酸化炭素等温室効果ガスの排出削減量や吸収量(以下「環境価値」といいます。))をクレジットとして国が認証する制度をいいます。
 - ①本プロジェクトは、太陽光発電設備の導入によるCO₂排出削減量をJ-クレジットとして企業等に売却し、本プロジェクトによって得たクレジットを低炭素社会の実現に活用することを目的とします。
 - ②本サービス利用期間においては、お客さまの本設備の自家消費電力量に係る環境価値はかんでんEハウスへ帰属します。
 - ③本設備は、他の類似制度およびJ-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにも登録・参加していません。
 - ④J-クレジット制度における各種申請にあたり、お客さまはかんでんEハウスが必要とする情報を提供し、かんでんEハウスはそれを使用させていただきます。
 - ⑤次の場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
 - イ 審査機関によるJ-クレジット制度の認証に際し、審査機関が必要に応じて実施する現地調査
 - ロ その他本プロジェクトの運営および管理に関して必要があるとき
 - ⑥本サービス期間満了の日までに本契約が終了したときは、本契約の終了日をもって本プロジェクトを退会するものとします。

第6条(第三者による事務の代行)

かんでんEハウスは、本契約に基づき履行すべき事務(本サービスの事業認定の手続き、本設備の設置・メンテナンス等)について、第三者(以下、「委託先」といいます。))に委託することができるものとします。

第7条(本設備の設置・メンテナンス等)

- 1 かんでんEハウス又は委託先が、本設備の設置、運用、保安検査、メンテナンスその他点検、更新、変更及び除去、その他かんでんEハウスが必要と認める作業を行うため、事前にお客さまにご連絡の上、本件建物、本件屋根上部分に立ち入ることができ、お客さまはこれに協力するものとします。

- 2 お客さまは、かんでんEハウス又は委託先が、前項に定める作業を行うため、お客さまの費用負担において、お客さまの電力を使用することに同意するものとします。
- 3 かんでんEハウスは、故意又は過失に基づいて、本設備に起因してお客さまに損害を与えた場合、直接かつ通常の損害を賠償しなければならないものとします。ただし、本設備及びこれに関する機器の設置に伴う工事に起因するもの(屋根・瓦への穴あけ、ビス打ち等)は損害に含まれないものとします。また、本設備の設置後、通常の使用又は経年劣化により、本件建物や本件屋根等のお客様の財物に不具合(音、振動、錆、傷、変形、鳥害の発生等)が生じたとしても、かんでんEハウスは何らの責任を負わないものとします。

第8条(本件建物の所有者変更等)

- 1 お客さまは、第3条に定める本契約期間中、本件建物を第三者に譲渡しようとする場合において、譲受予定者に対して、本サービスの引き継ぎを行うものとし、当該地位の承継がスムーズに進むよう手続きを迅速に進めるものとします。
- 2 お客さまは、前項の場合、かんでんEハウスに対して、本件建物を第三者に譲渡する旨及び譲受予定者を通知するものとします。
- 3 お客さま又は本件建物をお客さまと共有される方(以下、「共有者」といいます。))は、本件建物の共有持分権を第三者に譲渡する場合には、本契約に基づく地位も承継させるものとします。

第9条(本件建物の共有者規定等)

- 1 共有者は、本件建物が共有に属する場合、お客さまが本契約上の権利を有し、義務を負うことを確認し、承諾するものとします。
- 2 共有者は、お客さまに対して、本契約に関するかんでんEハウスへの意思表示、通知その他の連絡を行う権限を付与するものとし、本契約の存続期間中、これを撤回しないものとします。
- 3 かんでんEハウスがお客さまに対して行う通知は、共有者に対しても効力を有するものとし、お客さまから かんでんEハウスに行われた通知は、共有者全員からの通知とみなすことができるものとします。
- 4 共有者は、お客さまが本契約を締結し、本契約に基づいて かんでんEハウスから電気の供給を受けることについて異議を述べないものとします。
- 5 共有者は、お客さまに対して、前項に関する対価を請求しないものとします。
- 6 共有者は、本契約において明示的な定めがない限り、本契約に基づく権利(これには本件設備の所有権あるいは所有権を受ける地位を含みます。))を有し、又は義務を負うことはないものとします。
- 7 お客さま及び共有者は、住所及び氏名欄に変更があった場合には、直ちにかんでんEハウスに連絡するものとします。

第10条(中途解約)

- 1 お客さまは、次項に定める場合を除いて本契約を中途解約できないものとします。
- 2 お客さまは、かんでんEハウスが認めかつ、第12条に定める譲渡金額をかんでんEハウスに支払うことを条件として、本契約を中途解約することができるものとします。
- 3 お客さまは、第11条の定めにより本契約が解除された場合は、第12条に定める譲渡金額を、かんでんEハウスに、解除の日から30日以内に支払うものとします。
- 4 第2項及び第3項の場合において、本設備は第12条に定める譲渡金額をかんでんEハウスに支払った日より3か月以内に、かんでんEハウスからお客さまに所有権が移転するものとします。なお、所有権移転日は、移転手続き完了後にかんでんEハウスが発行する譲渡証明書に記載された譲渡日とします。
- 5 前項の所有権の移転が生じた場合、お客さまに対し本設備の引き渡しの効力が生じるものとします。
- 6 前項の場合において、本設備に関する保証期間が残存する場合、かんでんEハウスが承諾する限りにおいて、かんでんEハウスからお客さまに保証を承継いたします。当該保証は本設備メーカーの保証規定によるものとします。

第11条(解除等)

- 1 かんでんEハウスは、お客さまが本契約に基づく義務の履行を怠り、お客さまに対して相当の期間を定めて是正の通知を行ったにもかかわらず、当該期間を経てもなお是正が認められない場合には、お客さまに対して契約解除の通知を行うことにより、本契約を解除することができるものとします。
- 2 かんでんEハウスは、本契約期間中お客さまに次の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた場合には、お客さまに対して契約解除の通知を行うことにより、本契約を解除することができるものとします。
 - ①お客さまが第17条に定める義務に違反したとき
 - ②お客さまがかんでんEハウスに通知をすることなく小売電気事業者との電気需給契約が廃止又は解約となったとき
 - ③本件建物の増改築等により、本件屋根上部分に本設備を設置・維持することが困難であるとかんでんEハウスが判断したとき
 - ④本設備から供給する電力を用いた充電を目的とした設備(電気自動車の充電器・蓄電池等)および昼間時間帯の沸き増しを目的としたエコキュート(HEMS等でエコキュートの沸き増し時間帯を自動制御する場合を含む)を設置したとき
 - ⑤お客さまが本設備の受給開始日又は本件建物の引渡日までに小売電気事業者と需給契約を開始・継続しないとき
 - ⑥お客さまが、電気料金の支払その他の債務の履行を怠ったとき
 - ⑦お客さまが第8条2項に定める義務を履行しないとき
 - ⑧その他、前1号から7号に準じ、お客さまとかんでんEハウスの信頼関係が失われたとかんでんEハウスが認めたとき

第12条(譲渡金額)

本契約が解除その他の方法によって終了した場合の譲渡金額について本契約で設置される太陽光発電設備の価格は、本サービス申込時に資源エネルギー庁調達価格等算定委員会により発表されている最新の「(和暦)〇年度以降の調達価格等に関する意見」に記載された、太陽光発電10kW未満の場合の全体の平均値価格(例:令和4年度は28.8万円/kW)とします。この価格に、以下の契約終了日に応じた割合を乗じて計算した譲渡金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額をお客さまはかんでんEハウスに対してお支払いいただきます。その合計額の端数は小数点以下第一位で四捨五入するものとします。

| 契約終了日 | 太陽光発電設備 価格に対する譲渡 金額の割合 |
|----------------------------|------------------------------|
| 本契約締結日から1年を経過する日まで | 100% |
| 本契約締結日から1年を経過し2年を経過する日まで | 90% |
| 本契約締結日から2年を経過し3年を経過する日まで | 80% |
| 本契約締結日から3年を経過し4年を経過する日まで | 70% |
| 本契約締結日から4年を経過し5年を経過する日まで | 60% |
| 本契約締結日から5年を経過し6年を経過する日まで | 50% |
| 本契約締結日から6年を経過し7年を経過する日まで | 40% |
| 本契約締結日から7年を経過し8年を経過する日まで | 30% |
| 本契約締結日から8年を経過し9年を経過する日まで | 20% |
| 本契約締結日から9年を経過し契約期間を経過する日まで | 10% |

第13条 (損害賠償)

- 1 かんてんEハウス又はお客さまは、故意又は過失に基づいて相手方(かんてんEハウスの業務委託先を含む。)に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならないものとします。この場合、本契約の解除の有無を問わないものとします。
- 2 お客さまが故意又は過失によって、本設備又は本設備に付随するその他の設備(これら設備に権利表示の記載がある場合はこれらも含む。)を損傷又は滅失させた場合、当該設備の修理が適当と認められる場合には修理費を、当該設備が滅失又は修理不可能と認められる場合には本設備の価格及び取替工事費の合計額を、並びにかかる損傷又は滅失に起因してかんてんEハウスが被った損害を、それぞれ賠償するものとします。

第14条 (不可抗力による滅失)

本設備が、天災地変、戦争、暴動、テロ、その他かんてんEハウス及びお客さまの責に帰すことができない事由(以下、「不可抗力事由」といいます。)により、一部又は全部滅失した場合には、次の各号のとおりとします。

- ①本設備の復旧について合理的に可能とかんてんEハウスが判断した場合、かんてんEハウスの費用負担で本設備を復旧し、お客さまはこれに協力するものとします。
- ②本設備の復旧について合理的に不可能とかんてんEハウスが判断した場合、かんてんEハウスの費用負担で本設備を撤去し、本契約は終了するものとします。
- ③前号に定める場合、かんてんEハウスは本設備を撤去し、原状回復はしないものとします。

第15条 (本サービス利用期間終了後の太陽光発電設備の取り扱い)

- 1 かんてんEハウスは、本サービスの利用期間終了日以降、お客さまに対して、譲渡証明書を発行するものとします。
- 2 譲渡証明書に記載された譲渡日において、本設備の所有権がかんてんEハウスからお客さまに移転されます。なお、所有権移転に伴い、お客さまが負担する費用は無償とします。
- 3 本設備の所有権がかんてんEハウスからお客さまに移転された日をもって、本契約を終了するものとします。
- 4 前項の場合において、本設備に関する保証期間が残存する場合、お客さまに対して、別途保証書が発行されます。

第16条 (本契約終了時の留意事項)

- 1 お客さまが本契約に基づいて、本設備の所有権を取得した場合又は本契約の終了後もお客さまが本設備の利用を継続する場合、お客さまは、以下の点に留意するものとします。
 - ①本設備の継続的な使用にあっては、継続的なメンテナンス等が必要であること
 - ②本設備は、発電設備であって危険物であるため、許認可を受けた者以外がメンテナンス等を行うことができないこと
 - ③本設備のメンテナンスについては、お客さまご自身でメンテナンス業者と契約が必要であること
- 2 前項の場合において、お客さまは、かんてんEハウスに対して本設備の設置、メンテナンス等を依頼することができ、かんてんEハウスはこれを有償にて受け、又は協力会社を紹介することができるものとします。

第17条 (権利義務の譲渡禁止)

お客さまは、あらかじめかんてんEハウスの承諾を得なければ、本契約及びこれに係る契約に基づく権利義務及び契約上の地位を第三者に譲渡又は担保に供することができないものとします。

第18条 (反社会的勢力の排除)

- 1 お客さまはかんてんEハウスに対し、本契約締結時において、お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来に亘って該当しないことを確約します。
- 2 お客さまは、かんてんEハウスが前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、当該調査に必要とかんてんEハウスが判断する書類をかんてんEハウスに提出するものとします。

第19条 (情報の保護)

- 1 かんてんEハウスは、法令及びかんてんEハウスが別途定めるプライバシーポリシー(<https://www.k-ehouse.com/privacypolicy/index.html>)に基づき、お客さまの個人情報(以下「個人情報」といいます。)を適切に取り扱います。
- 2 かんてんEハウスは、本サービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を委託先に委託する場合には、自己の監督責任下において第三者に委託します。

第20条 (管轄裁判所)

本契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条 (本約款の変更)

- 1 かんてんEハウスは、お客さまの了承を得ることなく本約款を随時改定することがあります。なお、本約款が改定された場合には、改定後の本約款が適用されます。お客さまの費用負担や契約期間の短縮などの変更は、民法第548条の4第1項の定めによりお客さまの一般の利益に適合するとき、または合理的であるとされる場合を除き、かんてんEハウスが適当と認める方法により、お客さまの事前の同意を得るものとします。
- 2 改定後の本約款は、かんてんEハウスが別途定める場合を除いて、かんてんEハウスのホームページ等により事前に表示・周知した後、表示・周知事項に定められた日時より効力が生じます。

第22条 (誠実協議)

本契約に定めのない事項及び本契約の内容の解釈につき疑義のある事項については、かんてんEハウス及びお客さまの間で信義に則り誠実に協議の上、これを解決するものとします。

第2章 電力の利用

第23条 (電力の供給)

- 1 かんてんEハウスは、本設備から発電された電力を、お客さまが本件建物において即時に自家消費する限度において供給し、お客さまはこれを本件建物において消費するものとします。
- 2 本件建物において消費できる限りにおいて、お客さまは、本設備から発電された電力の全部の供給を受ける義務を負うものとします。

第24条 (電気需給契約)

お客さまは、本設備の受給開始日又は本件建物の引渡日までに小売電気事業者との電気需給契約を開始し、本サービス期間中は当該電気需給契約を継続する義務を負うものとします。

第25条 (本件建物の使用状態変更等)

- 1 お客さまは、本サービス期間中本件建物を第三者に賃貸しようとする場合において、かんてんEハウスに通知するとともに、賃借人に対して本サービスについて通知の上、賃借人が小売電気事業者との電気需給契約を締結する場合には、本サービスの利用人として登録のうえ、利用できるものとします。ただし、本件建物の賃貸借契約開始後も、お客さまが本サービスの利用及び小売電気事業者との電気需給契約を継続している場合は登録を不要とします。
- 2 お客さまが、何らかの事由に基づいて本件建物を退去し、本件建物を使用しない場合、かんてんEハウスに通知するものとします。この場合においても、お客さまは小売電気事業者との電気需給契約を継続するものとします。

第26条 (保安への対応等)

- 1 お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、かんてんEハウスはお客さまに対して、状況の是正を指示することができ、お客さまは自己の費用負担でこれに直ちに応じるものとします。
 - ①お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険が生じ若しくは生じうるとかんてんEハウス又は委託先が合理的に判断する場合
 - ②お客さまが本設備その他付帯設備に、かんてんEハウス又は委託先に無断で変更等を加えた場合
 - ③その他、かんてんEハウス又は委託先が是正の必要があると合理的に判断した場合
- 2 お客さまは、本サービス期間中に本件建物に蓄電池、その他の発電設備を設置又は本設備の改造等、申込書の内容と相違する行為をしてはならない。

第27条 (供給の中止及び再開)

- 1 お客さまが、次の各号のいずれかに該当する場合(ただし、お客さまの責に帰すべき事由に基づく場合を除く。)には、かんてんEハウスは本約款に基づく電力の供給を中止することができるものとします。
 - ①電力の需給上やむを得ない場合
 - ②不可抗力事由の場合
 - ③本設備の故障等により発電が中止された場合
 - ④その他かんてんEハウスが必要と認める場合
- 2 前項によって電気の供給が中止された場合、かんてんEハウスの判断によって、本契約に基づく電力の供給を再開することができるものとします。
- 3 かんてんEハウスは、第1項各号に該当する事由に基づいて生じる損害をお客さまへ賠償する責任を免れます。

第28条 (供給の停止、中止及び再開の場合におけるお客さまの協力)

お客さまは、本契約に基づき、かんてんEハウス又は委託先が、電力の供給を中止又は再開する場合には、本件建物、本件屋根上部分に立ち入ることができるものとし、お客さまはこれを拒まず、かんてんEハウス又は委託先が必要とする協力を行うものとします。